

U d a C i t y

第1部

序論

Master Plan

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 宇陀市の地域特性

第3章 まちづくりを取り巻く背景

# 総合計画の策定にあたって

## 第1節 計画の性格と役割

### 1. 計画の根拠

総合計画は、行政運営の総合的な指針であり、地方自治法第2条第4項によって策定が定められています。

#### ■地方自治法（第2条 第4項）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

また、この総合計画は、住民、民間事業者、各種公益活動団体、行政などによる協働のまちづくりの共通目標を示すとともに、目標実現に向けた方策を示すものです。

行政にとっては、これからの施策や事業展開していく上での指針となるものであり、さらに、国、県、広域行政圏などが地域計画を策定するにあたり、市として求めている方向を示すものとして、要請・調整の手がかりとなるものです。

### 2. 計画策定の趣旨

- 本市は、平成18年1月1日、宇陀郡の旧大宇陀町・旧菟田野町・旧榛原町・旧室生村が合併して誕生した市です。
- 合併による行政サービスの低下を防ぐため、奈良県内では初めて、地域自治区制（5年間をめぐ）を導入し、旧大宇陀町・旧菟田野町・旧榛原町・旧室生村はそれぞれ大宇陀区・菟田野区・榛原区・室生区となり、旧町役場・村役場は地域事務所となっています。
- 合併に伴い策定した「新市まちづくり計画 水と緑・歴史と文化が共生するふれあい豊かなまち ～ みんなでつくる夢ある宇陀～」の考え方や方針を基本として「宇陀市総合計画（以下、本計画）」を策定しました。

### 3. 新市まちづくり計画との関係

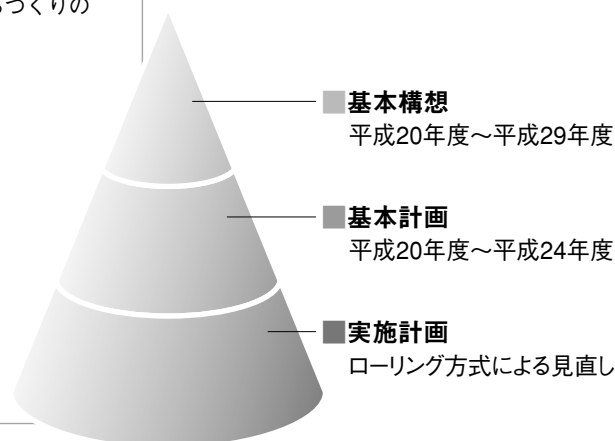
- 新市まちづくり計画は、新市の一体感を醸成し、不足する事業を補い、旧町村の総合計画で重複している事項を調整し、合併に向けて取りまとめたものです。新市まちづくり計画の主要たる方針を十分活かしながら、今後のまちづくりにつなげていきます。
- 新市まちづくり計画でうたわれている理念等は、本計画にも十分に反映しますが、事業の内容については、さまざまな背景を考慮し、基本計画と実施計画との調整を図ります。
- 本計画にある実施事業の内容については、今後の社会状況をみて優先事業を検討しながら取り組んでいきます。

## 第2節 計画の構成と期間

### 1. 計画の構成

本計画は、地方自治法により定めることとされている基本構想及び基本計画から構成されています。さらに、本計画の特徴は、自治体を取り巻く社会環境や財政状況によって、主要施策や事業の見直し、進捗管理をスムーズに対応できるよう、毎年度に「実施計画」を策定することとしています。

- ①「基本構想」は、本市の中長期的な発展方向を示すもので、まちづくりの目標となる将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示すものです。
- ②「基本計画」は、基本構想の描く将来像、目標及び施策の大綱を実現化するための基本的な考え方、施策の展開や主な事業などまちづくりの分野ごとに明らかにするもので、実施計画の枠組みを示すものです。
- ③「実施計画」は、基本計画に基づく事務事業を、どのように計画的かつ具体的に推進するかを年度ごとに明らかにしたもので、組織、予算などの経営管理の指針となるものです。



## 2. 計画の期間

本計画の目標年次は、基本構想については、10年後の平成29年度とします。基本計画については、社会情勢の変化などを勘案し、中間年度である平成24年度において必要に応じ見直しを図ります。また、実施計画は、計画の実施過程で計画と実績のずれを調整・再編成しながら定めるローリング方式（毎年、年次の計画に順次改正、見直しを行っていく方式）によって進めます。計画期間は3年間とし、毎年度進捗状況を把握します。

